

社会福祉法人みなと寮 全体 計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産及び無形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
 - 当法人で採用している一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職共済制度に基づき、当期末における退職金要支給額を計上している。
- ・賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
- ・役員退職慰労引当金
 - 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程に基づき、当期末における退職慰労金要支給額を計上している。
- ・徴収不能引当金
 - 金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金として計上する。

3. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度及び一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職共済制度を採用している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点区分(社会福祉事業)

- ・法人本部

イ みなと寮拠点区分(社会福祉事業)

- ・みなと寮
- ・生計困難者支援相談事業
- ・生活困窮者就労訓練事業

ウ こうせいみなと拠点区分(社会福祉事業)

- ・こうせいみなと
- ・生計困難者支援相談事業
- ・生活困窮者就労訓練事業

エ 千里寮拠点区分(社会福祉事業)

- ・千里寮
- ・生計困難者支援相談事業
- ・生活困窮者就労訓練事業
- ・生活困窮者就労準備支援事業
- ・住宅確保要配慮者居住支援事業

- オ リンくうみなと拠点区分(社会福祉事業)
 - ・リンくうみなと
 - ・生計困難者支援相談事業
 - ・生活困窮者就労訓練事業
- カ みなと弘済園拠点区分(社会福祉事業)
 - ・みなと弘済園
 - ・みなと弘済園診療所
- キ 愛港園拠点区分(社会福祉事業)
 - ・愛港園
 - ・ケア付住宅生活援助員(公益)
 - ・愛港園診療所
 - ・老人短期入所事業
- ク みなと在宅拠点区分(社会福祉事業)
 - ・みなとデイサービスセンター
 - ・みなと在宅介護支援センター
 - ・みなとホームヘルプセンター
 - ・障害福祉サービス事業
- ケ 第2愛港園拠点区分(社会福祉事業)
 - ・第2愛港園
 - ・生計困難者支援相談事業
 - ・第2みなとデイサービスセンター
 - ・ときめき
 - ・老人短期入所事業
- コ 築港在宅拠点区分(社会福祉事業)
 - ・築港デイサービスセンター
 - ・築港在宅介護支援センター
 - ・築港ホームヘルプセンター
- サ 千里サポートステーション拠点区分(社会福祉事業)
 - ・千里サポートステーション
- シ 建設会計拠点区分(社会福祉事業)
 - ・建設会計
- ス 港区南部拠点区分(公益事業)
 - ・地域包括センター事業
 - ・介護予防支援事業
 - ・認知症初期集中支援推進事業
- セ 居住生活サポート事業拠点区分(公益事業)
 - ・堺市居住生活サポート事業
- ソ 港区生活困窮者自立相談支援拠点区分(公益事業)
 - ・港区生活困窮者自立相談支援事業
- タ 西区生活困窮者自立相談支援拠点区分(公益事業)
 - ・西区生活困窮者自立相談支援事業
- チ 淀川区生活困窮者自立相談支援拠点区分(公益事業)
 - ・淀川区生活困窮者自立相談支援事業
- ツ 吹田市生活困窮者自立相談支援拠点区分(公益事業)
 - ・吹田市生活困窮者自立相談支援事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	443,369,000	0	0	443,369,000
建物	2,251,709,919	0	133,095,814	2,118,614,105
定期預金	300,000	0	0	300,000
合計	2,695,378,919	0	133,095,814	2,562,283,105

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	289,259,000 円
建物(基本財産)	746,503,065 円
計	1,035,762,065 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	64,410,000 円
計	64,410,000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	5,781,236,745	3,662,622,640	2,118,614,105
建物	310,805,819	105,082,922	205,722,897
構築物	1,872,000	806,850	1,065,150
車両運搬具	157,569,687	139,730,664	17,839,023
器具及び備品	420,557,255	382,497,972	38,059,283
機械・装置	671,290	161,389	509,901
有形リース資産	16,212,818	13,362,777	2,850,041
合計	6,688,925,614	4,304,265,214	2,384,660,400

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	513,931,243	1,588,372	512,342,871
合計	513,931,243	1,588,372	512,342,871

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

・該当なし

13. 重要な偶発債務

・該当なし

14. 重要な後発事象

・該当なし

15. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受け

・該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし